

別表第4（第4条関係）

（平16規則26・平19規則58・令元規則8・一部改正）

建築物（整備基準）

整備箇所	整備基準
1 出入口	<p>出入口は、次に定める構造とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 直接地上へ通ずる出入口及び車いす使用者用駐車施設のある駐車場へ通ずる出入口（以下「直接地上へ通ずる出入口等」という。）のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</li> <li>イ 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</li> <li>ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造と、かつ、その前後に高低差がないこと。</li> <li>ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</li> <li>二 不特定かつ多数の者（主として高齢者、障害者等が利用する施設にあっては、専ら当該施設を利用する高齢者、障害者等を含む。以下同じ。）が利用する各室（用途面積が2,000平方メートル未満の建築物の直接地上へ通ずる出入口等がない階に設けられるものを除く。）の出入口（共同住宅等にあっては、住戸の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口）は、第1号に定める構造とすること。</li> </ul>
2 廊下その他これらに類するもの	<p>廊下（共同住宅等にあっては共用廊下、事務所及び工場にあっては主要な廊下に限る。）その他これらに類するもの（以下「廊下等」という。）は、次に定める構造とすること。ただし、用途面積が2,000平方メートル未満の建築物の直接地上へ通ずる出入口等がない階に設けられるものについては、第3号から第5号までの規定は、適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</li> <li>二 段を設ける場合は、当該段は、第3項に定める構造に準じたものとすること。</li> <li>三 前項第1号に定める構造の直接地上へ通ずる出入口等から不特定かつ多数の者が利用する室の前項第2号に定める構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路における廊下等又は不特定</li> </ul>

かつ多数の者が利用する室で床面積が200平方メートルを超えるものに設けられる通路のうち主要なものは、次に定める構造とすること。この場合において、第4項第2号に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は、当該エレベーターの昇降路を含むものとする。

イ 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。

ロ 廊下等の末端付近（共同住宅等の廊下等の末端付近は除く。）は、車いすの転回に支障のない構造とし、かつ、区間50メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分を設けること。

ハ 高低差がある場合においては、第5号に定める構造の傾斜路及び踊場又は特殊仕様昇降機を設けること。

二 前項に定める構造の出入口並びに第4項第2号に定める構造のエレベーター及び特殊仕様昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。

四 建築物（学校（特別支援学校を除く。）、共同住宅等、事務所及び工場並びに自動車車庫等視覚障害者が単独で利用することが想定されない施設を除く。）には、人又は標識により視覚障害者に建築物全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所（以下「受付等」という。）を設け、直接地上へ通ずる1以上の出入口から当該受付等までの廊下等には、誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。

五 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。

イ 有効幅員は、120センチメートル（段を併設する場合にあっては、90センチメートル）以上とすること。

ロ 勾配は、12分の1（傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合にあっては、8分の1）以下とすること。

	<p>ハ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>ニ 傾斜路には、手すりを設けること。</p> <p>ホ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ヘ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度差の大きい色とすること等により、これらと識別しやすいものとすること。</p> <p>ト 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場（学校（特別支援学校を除く。）、共同住宅等、事務所及び工場の廊下等及び踊場は除く。）の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。ただし、傾斜路の上端に近接する踊場の部分が主として自動車の駐車の用に供する施設の場合又は傾斜路と連続して手すりを設ける場合はこの限りでない。</p>
3 階段	<p>不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段（その踊場を含み、共同住宅等にあっては共用階段、学校、事務所及び工場にあっては主要な階段とする。以下同じ。）は、次に定める構造（用途面積が300平方メートル未満の建築物の場合は第2号から第6号まで、一般公共の用に供される自動車車庫の場合は第2号から第5号までに定める構造）とすること。ただし、当該階のすべてに停止するエレベーターが設置されている共同住宅等については、この限りでない。</p> <p>一 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。この場合において、手すりの幅を10センチメートルを限度として、有効幅員に含めて算定することができる。</p> <p>二 手すりを設けること。</p> <p>三 主要な階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けないことが困難な場合においては、この限りでない。</p> <p>四 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>五 踏面の端部の色をその周囲の部分の色と明度差の大きいものとすること等により段を容易に識別できるものとし、かつ、段鼻の突き</p>

	<p>出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。</p> <p>六 階段の上端に近接する廊下等及び踊場（学校（特別支援学校を除く。）、共同住宅等、事務所及び工場の廊下等及び踊場は除く。）の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。ただし、階段の上端に近接する踊場の部分が主として自動車の駐車の用に供する施設の場合又は階段と連続して手すりを設ける場合は、この限りでない。</p>
4 昇降機	<p>昇降機は、次に定めるところによること。</p> <p>一 不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する建築物で、用途面積が2,000平方メートル以上（学校（特別支援学校を除く。）、共同住宅等、事務所及び工場にあっては、階が5以上のものに限る。）のものには、かごが当該階（専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車いす使用者用駐車施設が設けられている階に限る。）に停止するエレベーターを設けること。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を、高齢者、障害者等が享受又は購入することができる措置を講じる場合においては、この限りでない。</p> <p>二 前号に規定するエレベーターのうち1以上のものは、次に定める構造とすること。ただし、学校（特別支援学校を除く。）、共同住宅等、事務所及び工場並びに自動車車庫等視覚障害者が単独で利用することが想定されない施設については、ホ、チ及びヌの規定は、適用しない。</p> <p>イ かごの奥行きは、内法を<sup>のり</sup>135センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ かごの幅は、内法<sup>のり</sup>で140センチメートル以上とし、車いすの転回に支障がない平面形状とすること。ただし、学校（特別支援学校を除く。）、共同住宅等、事務所及び工場において、かごの正面の壁面に鏡を設置した場合は、この限りでない。</p> <p>ハ かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>ニ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。</p> <p>ホ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口</p>

	<p>の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>ヘ かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、それぞれ80センチメートル以上とすること。</p> <p>ト かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が使用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>チ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（トの装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>リ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、それぞれ内法を150センチメートル以上とすること。</p> <p>ヌ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。</p> <p>三 第1号又は第2号の措置がとられたエレベーターの乗降ロビー又はその付近に、その旨を示す標示をすること。</p>
5 便所	<p>便所は、次に定めるところによること。</p> <p>一 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>イ 福祉型便房が設けられていること。</p> <p>ロ 福祉型便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 福祉型便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ニ 福祉型便房の設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を標示すること。</p> <p>ホ 用途面積が2,000平方メートル以上（公衆便所にあっては、50平方メートル以上）の建築物（学校（特別支援学校を除く。）、共同住宅等、事務所及び工場を除く。）の1以上の福祉型便房（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）には、人</p>

	<p>工肛門又は人工ぼうこうを使用している者のための水洗器具を設けるとともに、出入口又はその付近に、その旨を標示すること。</p> <p>二 不特定かつ多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、床置式の小便器その他これに類する小便器がある便所を1以上設けること。</p> <p>三 別表第1のまちづくり施設の欄中第2号、第4号及び第14号の施設並びに病院及び銀行で、用途面積が2,000平方メートル以上の建築物に、不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）を次に定める構造とすること。</p> <p>イ ベビーチェア等乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けること。</p> <p>ロ ベビーベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を1以上設けること。ただし、当該施設内に他におむつ替えができる場所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>ハ ベビーチェア等乳幼児を座らせる POSSIBILITY ができる設備又はベビーベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を設けた便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を標示すること。</p>
6 駐車場	<p>駐車場は、次に定めるところによること。</p> <p>一 不特定かつ多数の者が利用する駐車場を設ける場合においては、次に定める基準に適合する車いす使用者用駐車施設を1以上設けること。</p> <p>イ 車いす使用者用駐車施設は、当該施設から第1項に定める構造の出入口への経路（第2号に定める構造の駐車場内の通路又は第7項第3号に定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>ロ 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>二 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から、当該施設に至る駐車場内の通路は、第7項第1号から第3号までに定める構造とすること。</p>

7 敷地内通路等	<p>敷地内通路及び公用歩廊内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>二 段を設ける場合には、当該段は、第3項第2号から第5号までに定める構造に準じたものとすること。</p> <p>三 敷地内通路にあっては、直接地上へ通ずる第1項第1号に定める構造の各出入口から当該建築物の敷地の接する道若しくは公園、広場その他の空地以下これらを「道等」という。) 又は車いす使用者用駐車施設に至る通路のうち、それぞれ1以上を、公用歩廊にあっては、主要な通路を、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる第1項第1号に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内通路については、この限りでない。</p> <p>イ 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>ハ 高低差がある場合においては、第5号に定める構造の傾斜路及びその踊場又は第4項第2号に定めるエレベーター若しくは特殊仕様昇降機を設けること。</p> <p>四 建築物（学校（特別支援学校を除く。）、共同住宅等、事務所及び工場並びに自動車車庫等視覚障害者が単独で利用することが想定されない施設を除く。）の第2項第4号に規定する出入口から道等に至る敷地内通路にあっては1以上を、公用歩廊にあっては主要な通路を、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。</p> <p>ロ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>五 敷地内通路又は公用歩廊内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場（傾斜路の勾配が20分の1以下のものを除く。）は、第2項第</p>
----------	--

	<p>5号イからホまでに定める構造とし、かつ、傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する通路の色と明度差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとすること。</p> <p>六 第3号及び第4号に係る通路のうち主要な通路に設ける排水溝の蓋は、車いすの車輪、杖の先等が引っ掛からない形状とすること。</p>
8 車いす使用者用客	<p>別表第1のまちづくり施設の欄中第11号の施設のうち、用途面積が2,000平方メートル以上で、かつ、客室の総数が50以上の施設には、車いす使用者が円滑に利用できる次に定める構造の客室を1以上設けること。</p> <p>一 出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>　イ 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>　ロ 戸を設ける場合には、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>二 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>三 便所は、第5項第1号ロ及びハに定める構造とすることとし、客室内に便所を設置しない場合は、当該客室を福祉型便所のある便所に近接した位置に設けること。</p> <p>四 浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）は、次に定める構造とすること。ただし、当該客室が設けられている建築物に、次に定める構造の浴室等で不特定かつ多数の者が利用するものが設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>　イ 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>　ロ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>　ハ 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>ニ 出入口に戸を設ける場合には、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ホ 床面は、濡れても滑りにくい材料で仕上げること。</p>
9 観覧席及び客席	別表第1のまちづくり施設の欄中第8号及び第9号の施設並びにスポーツ施設に観覧席及び客席（以下「観覧席等」という。）を設ける

	<p>場合においては、車いす使用者が容易に到達でき、かつ観覧しやすい位置に次に定める構造の席又はスペースを1以上設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 1席あたりのスペースは、幅85センチメートル以上、奥行き110センチメートル以上とすること。</li> <li>二 床は水平とし、及び床の表面は粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</li> <li>三 転落防止のため、ストッパー等を設けること。</li> <li>四 出入口から当該観覧席等に至る通路の有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</li> </ul>
10 手すり	手すりを設ける場合には、手すりの太さは、外径3ないし4センチメートル程度の握りやすいものとし、両端は、下方又は壁方向に曲げること。
11 公衆電話	2機以上の公衆電話を設ける場合には、ダイヤル又はプッシュボタンの高さが90センチメートルから100センチメートルの公衆電話を1以上設けること。
12 視覚障害者用床材	<p>視覚障害者用床材を設ける場合には、次に定める構造とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 色は、原則として黄色とすること。ただし、これによりがたい場合には、周囲の床材の色と明度差又は輝度比の大きい色とすること。</li> <li>二 大きさは、縦30センチメートル、横30センチメートル、形状はJIS（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。）T9251に適合するものを標準とすること。</li> </ul>

#### 建築物（望ましい基準）

整備箇所	望ましい基準
1 出入口	<p>出入口は、次に定める構造とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 直接地上へ通ずる出入口等は、次に定める構造とすること。ただし、当該構造の出入口に近接した位置に設けられる出入口については、この限りでない。</li> <li>イ 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。この場合において、1以上の直接地上へ通ずる出入口の有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</li> </ul>

	<p>ロ 戸を設ける場合は、有効幅員120センチメートル以上とする直 接地上へ通ずる出入口のうち、1以上を自動的に開閉する構造と し、その他の出入口は、車いす使用者が円滑に開閉して通過でき る構造とすること。この場合において、これらの出入口の前後に 高低差がないこと。</p> <p>ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けうこと。</p> <p>二 不特定かつ多数の者が利用する各室の出入口（共同住宅等にあつ ては、住戸の出入口）は、次に定める構造とすること。ただし、当 該構造の出入口に近接した位置に設けられる同一の部屋の出入口に ついては、この限りでない。</p> <p>イ 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。ただし、共同 住宅等については、この限りでない。</p> <p>ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造又は車いす使用者 が円滑に開閉して通過できる構造とし、開閉により当該戸の一部 が廊下等がある側の壁面線を越えない構造のものとすること。こ の場合において、戸の前後に高低差がないこと。</p> <p>ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けうこと。</p>
2 廊下その他これ らに類するもの	<p>廊下等は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>二 段を設ける場合は、当該段は、第3項に定める構造に準じたもの とすること。</p> <p>三 前項第1号に定める構造の出入口から不特定かつ多数の者が利 用する室の前項第2号に定める構造の各出入口に至る経路における廊 下等又は不特定かつ多数の者が利用する室で床面積が200平方メー トルを超えるものに設けられる通路のうち主要なものは、次に定め る構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、180センチメートル（廊下等の末端付近（共同住 宅等の廊下等の末端付近は除く。）及び区間50メートル以内ごと に車いす使用者どうしがすれ違うことができる構造の部分を設け る場合にあっては、140センチメートル）以上とすること。</p> <p>ロ 高低差がある場合は、第5号に定める構造の傾斜路及びその踊</p>

場又は特殊仕様昇降機を設けること。

ハ 前項に定める構造の出入口並びに第4項第2号又は第3号に定める構造のエレベーター及び特殊仕様昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。

ニ 壁面には、突出物を設けないこと。やむを得ず突出物を設ける場合においては、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないような措置を講ずること。

ホ 建築物を利用する者が休憩するための設備を適切な位置に設けること。

四 建築物（学校（特別支援学校を除く。）、共同住宅等、事務所及び工場並びに自動車車庫等視覚障害者が単独で利用することが想定されない施設を除く。）には、受付等を設け、直接地上へ通ずる出入口（複数の出入口が近接した位置に設けられる場合にあっては、そのうち1以上の出入口）から当該受付等までの廊下等には、誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。

五 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。

イ 有効幅員は、150センチメートル（段を併設する場合にあっては、120センチメートル）以上とすること。

ロ 勾配は、12分の1以下とすること。

ハ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。

ニ 傾斜路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、当該交差又は接続する部分に踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。

ホ 傾斜路には、両側に手すりを設けること。

	<p>ヘ 表面は、粗面とし又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ト 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度差の大きい色とすること等により、これらと識別しやすいものとすること。</p> <p>チ 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場（学校（特別支援学校を除く。）、共同住宅等、事務所及び工場の廊下等及び踊場は除く。）の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。ただし、傾斜路の上端に近接する踊場の部分が主として自動車の駐車の用に供する施設の場合又は傾斜路と連続して手すりを設ける場合はこの限りでない。</p>
3 階段	<p>不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造（一般公共の用に供される自動車車庫の場合は、第1号から第6号までに定める構造）とすること。</p> <p>一 有効幅員は、150センチメートル以上（共同住宅等については、140センチメートル以上）とすること。この場合において、手すりの幅を10センチメートルを限度として、有効幅員に含めて算定することができる。</p> <p>二 けあげの寸法は16センチメートル以下、踏面の寸法は30センチメートル以上とすること。</p> <p>三 両側に手すりを設けること。</p> <p>四 主要な階段には、回り段を設けないこと。</p> <p>五 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>六 踏面の端部の色をその周囲の部分の色と明度差の大きいものとすること等により段を容易に識別できるものとし、かつ、段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。</p> <p>七 階段の上端に近接する廊下等及び踊場（学校（特別支援学校を除く。）、共同住宅等、事務所及び工場の廊下等及び踊場は除く。）の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。ただし、階段の上端に近接する踊場の部分が主として自動車の駐車の用に供する施設の場合又は階段と連続して手すりを設ける場合は、この限りでない。</p>
4 昇降機	昇降機は、次に定めるところによること。

- 一 不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する建築物には、かごが当該階（専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車いす使用者用駐車施設が設けられている階に限る。）に停止するエレベーターを設けること。
- 二 前号に規定するエレベーターのうち1以上のものは、次に定める構造とし、かつ、当該エレベーターを主要な廊下等に近接した位置に設けること。ただし、学校（特別支援学校を除く。）、共同住宅等、事務所及び工場並びに自動車車庫等視覚障害者が単独で利用することが想定されない施設については、ホ、チ及びヌの規定は、適用しない。
- イ かごの奥行きは、内法<sup>のり</sup>を135センチメートル以上とすること。
- ロ かごの幅は、内法<sup>のり</sup>で160センチメートル以上（共同住宅等においてトランク付きのかごを設置する場合は140センチメートル以上）とし、車いすの転回に支障がない平面形状とすること。
- ハ かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- ニ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
- ホ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- ヘ 共同住宅等を除き、かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、それぞれ90センチメートル以上とすること。
- ト かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
- チ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（チの装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
- リ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、それぞれ内法を180センチメートル以上とすること。
- ヌ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が

	<p>設けられている場合においては、この限りでない。</p> <p>三 第1号に規定するエレベーターのうち前号に定める構造のエレベーター以外のものは、建築物（整備基準）の表の第4項第2号イからニまで、へ及びリに規定する構造とすること。</p> <p>四 第1号、第2号又は第3号の措置がとられたエレベーターの乗降ロビー又はその付近に、その旨を示す標示をすること。</p>
5 便所	<p>便所は、次に定めるところによること。</p> <p>一 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける階（専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車いす使用者用駐車施設が設けられている階に限る。）には、次に定める基準に適合する便所を設けること。</p> <p>イ 当該階に設けられる福祉型便房の数は、当該階に設けられる便房の数が200以下の場合には、その数の2パーセント以上とし、200を超える場合には、その数の1パーセントに2を加えた数以上とすること。</p> <p>ロ 福祉型便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 福祉型便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>二 福祉型便房の設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を標示すること。</p> <p>ホ 用途面積が2,000平方メートル以上（公衆便所にあっては、50平方メートル以上）の建築物（学校（特別支援学校を除く。）、共同住宅等、事務所及び工場を除く。）の1以上の福祉型便房（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）には、次に掲げる人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者のための設備及び介護ベッド（長さ1.2メートル以上のベッドで大人のおむつの交換ができるものに限る。）を設けるとともに、出入口又はその付近に、その旨を標示すること。</p> <p>（1） フラッシュバルブ式汚物流し</p>

	<p>(2) 紙巻器</p> <p>(3) 荷物を置くための棚その他の設備</p> <p>(4) 水石けん入れ</p> <p>(5) 紙巻器</p> <p>(6) 汚物入れ</p> <p>(7) 2以上の衣服を掛けるための金具等</p> <p>～ 福祉型便房のない便所は、福祉型便房のある便所に近接した位置に設けること。ただし、福祉型便房のない便所に腰掛便座及び手すりの設けられた便房が1以上ある場合においては、この限りでない。</p> <p>二 不特定かつ多数の者が利用する便所に男子用小便器を設ける階には、床置式の小便器その他これに類する小便器がある便所を1以上設けること。</p> <p>三 別表第1のまちづくり施設の欄中第2号、第4号及び第14号の施設並びに病院及び銀行で、用途面積が2,000平方メートル以上の建築物に、不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）を次に定める構造とすること。</p> <p>イ ベビーチェア等乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けること。</p> <p>ロ ベビーベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を1以上設けること。ただし、当該施設内に他におむつ替えができる場所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>ハ ベビーチェア等乳幼児を座らせることができる設備又はベビーベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を設けた便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を標示すること。</p>
6 駐車場	<p>駐車場は、次に定めるところによること。</p> <p>一 不特定かつ多数の者が利用する駐車場を設ける場合においては、車いす使用者用駐車施設を設けることとし、その数は、全駐車台数が200以下のときは、当該駐車台数の2パーセント以上、200を超えるときは、当該駐車台数の1パーセントに2を加えた数以上とする</p>

	<p>こと。</p> <p>二 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとすること。</p> <p>イ 車いす使用者用駐車施設は、当該施設から第1項に定める構造の出入口への経路（第3号に定める構造の駐車場内の通路又は第7項第3号に定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>ロ 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>三 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から、当該施設に至る駐車場内の通路は、第7項第1号から第3号までに定める構造とすること。</p>
7 敷地内通路等	<p>敷地内通路及び公共用歩廊の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>二 段を設ける場合には、当該段は、第3項第1号から第6号までに定める構造とすること。</p> <p>三 敷地内通路にあっては、直接地上へ通ずる第1項第1号に定める構造の各出入口から当該建築物の敷地の接する道等又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内通路を、公共用歩廊にあっては、主要な通路を、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、第1項第1号に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。</p> <p>イ 有効幅員は、180センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 高低差がある場合においては、第5号に定める構造の傾斜路及びその踊場又は第4項第2号に定めるエレベーター若しくは特殊仕様昇降機を設けること。</p> <p>四 建築物（学校（特別支援学校を除く。）、共同住宅等、事務所及び工場並びに自動車車庫等視覚障害者が単独で利用することが想定されない施設を除く。）、共同住宅等、事務所及び工場を除く。）の直接地上へ通ずる各出入口から道等に至る敷地内の通路及び公共</p>

	<p>用歩廊の主要な通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。</p> <p>ロ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>五 敷地内の通路又は公用歩廊内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場（傾斜路の勾配が20分の1以下のものを除く。）は、第2項第5号イ及びハからヘまで並びに次に定める構造とすること。</p> <p>イ 勾配は、15分の1以下とすること。</p> <p>ロ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとすること。</p> <p>六 第3号及び第4号に係る敷地内通路又は公用歩廊内の通路のうち、主要な通路に設ける排水溝の蓋は、車いすの車輪、杖の先等が引っ掛からない形状とすること。</p>
8 車いす使用者用客室	<p>別表第1のまちづくり施設の欄中第11号の施設には、客室の総数が200以下の場合にはその数の2パーセント以上、客室の総数が200を超える場合はその総数の1パーセントに2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用できる次に定める構造の客室を設けること。</p> <p>一 出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 戸を設ける場合には、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>二 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>三 便所は、第5項第1号ロ及びハに定める構造とすることとし、客室内に便所を設置しない場合は、当該客室を福祉型便所のある便所に近接した位置に設けること。</p> <p>四 浴室等は、次に定める構造とすること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等が設けら</p>

	<p>れている場合は、この限りでない。</p> <p>イ 沐槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>ロ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>ハ 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>ニ 出入口に戸を設ける場合には、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ホ 床面は濡れても滑りにくい材料で仕上げること。</p>
9 浴室等	不特定かつ多数の者が利用する浴室等を設ける場合には、1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)を前項第4号に定める構造とすること。
10 観覧席及び客席	<p>別表第1のまちづくり施設の欄中第8号及び第9号の施設並びにスポーツ施設に観覧席等を設ける場合においては、車いす使用者が容易に到達でき、かつ観覧しやすい位置に次に定める構造の席又はスペースを、観覧席等の数が400以下のときは2以上、400を超えるときは2に400を超える観覧席等の数200(200に満たない端数は、200とする。)ごとに1をえた数(その数が20を超えるときは、20)以上設けること。</p> <p>一 1席あたりのスペースは、幅90センチメートル以上、奥行き120センチメートル以上とすること。</p> <p>二 床は水平とし、及び床の表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>三 転落防止のため、ストッパー等を設けること。</p> <p>四 出入口から当該観覧席等に至る通路の有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</p>
11 授乳及びおむつ替えの場所	別表第1のまちづくり施設の欄中第2号、第4号及び第14号の施設並びに病院及び銀行で、用途面積が2,000平方メートル以上の建築物には、授乳及びおむつ替えのできる場所を1以上設け、ベビーベッド、いす等の設備を適切に配置するとともに、当該場所の出入口の付近に、その旨を標示すること。
12 公衆ファックス	別表第1のまちづくり施設の欄中第2号、第4号、第11号及び第14

	号の施設並びに病院で、用途面積が2,000平方メートル以上の建築物には、一般の人が利用できるファックスを1以上設けること。
13 手すり	<p>手すりを設ける場合には、次に定める構造とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 手すりの太さは、外径3ないし4センチメートル程度の握りやすいものとし、両端は、下方又は壁方向に曲げること。</li> <li>二 学校（特別支援学校を除く。）、共同住宅等、事務所及び工場並びに自動車車庫等視覚障害者が単独で利用することが想定されない施設を除き、手すりの両端、わん曲部等については、現在位置、方向、行き先等を点字で表示すること。</li> <li>三 傾斜路及び階段の両端からそれぞれ45センチメートル以上の水平部分を設けること。ただし、構造上やむを得ない場合においては、この限りでない。</li> </ul>
14 公衆電話	2機以上の公衆電話を設ける場合には、ダイヤル又はプッシュボタンの高さが90センチメートルから100センチメートルの公衆電話を1以上設けること。
15 視覚障害者用床材	<p>視覚障害者用床材を設ける場合には、次に定める構造とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 色は、原則として黄色とすること。ただし、これによりがたい場合には、周囲の床材の色と明度差又は輝度比の大きい色とすること。</li> <li>二 大きさは、縦30センチメートル、横30センチメートル、形状は、JIS T9251に適合するものを標準とすること。</li> </ul>
16 カウンター等	<p>カウンター、電話台又はテーブルを設ける場合には、1以上を次に定める構造とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 高さは、70センチメートル程度とすること。</li> <li>二 車いす使用者に配慮して、下部には、高さ60センチメートルから65センチメートル、奥行き45センチメートル程度の空間を確保すること。</li> </ul>
17 水飲み器	<p>水飲み器を設ける場合には、1以上を次に定める構造とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 飲み口の高さは、70センチメートルから80センチメートルとし、車いす使用者に配慮して、車いすの肘掛が入る空間を確保すること。</li> <li>二 給水栓は、自動感知式、ボタン式又はレバー式とすること。</li> <li>三 車いす使用者が容易に近づけるよう周りに空間を確保すること。</li> </ul>

18 点滅型誘導灯等	別表第1に掲げるまちづくり施設（学校（特別支援学校を除く。）、共同住宅等、事務所及び工場を除く。）において、誘導灯、自動火災報知設備等を設ける場合には、当該設置場所のうち、聴覚障害者又は視覚障害者の避難に必要と認められる場所に、光等による非常警報装置並びに点滅機能及び音声誘導機能のある誘導灯を設けること。
------------	---

別表第5（第4条関係）

（平19規則58・全改）

旅客施設（整備基準）

整備箇所	整備基準
1 円滑な移動が確保された経路	<p>円滑な移動が確保された経路は、次に定めるところによること。</p> <p>一 乗降場ごとに1以上設けること。</p> <p>二 床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難な場合は、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車いす使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれにかえることができる。</p> <p>三 旅客施設に隣接しており、かつ、旅客施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路（第6号の基準に適合するものに限る。）又はエレベーター（第7号の基準に適合するものに限る。）を利用するにより高齢者、障害者等が旅客施設の営業時間内において當時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前号の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。</p> <p>四 円滑な移動が確保された経路と公共用通路の出入口は、次に定めるところによること。</p> <p>イ 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>ロ 直接屋外へ通ずる場合は、出入口が雨にぬれないよう屋根又は次に定めるひさしを設けること。ただし、構造上の理由によりや</p>

むを得ない場合は、この限りでない。

(1) 傾斜路がある場合は、傾斜路がぬれないような大きさにすること。

(2) 自動車からの乗降の際にぬれないような大きさにすること。

ハ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 幅は、90センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

(2) 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

ニ 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

五 円滑な移動が確保された経路を構成する通路は、次に定めるところによること。

イ 有効幅員は、140センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を120センチメートル以上とすることができる。

ロ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 幅は、90センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

(2) 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

ハ 照明設備を設けること。

六 円滑な移動が確保された経路を構成する傾斜路は、次に定める

ころによること。

イ 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができます。

ロ 粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

ハ 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には注意喚起用床材を敷設すること。ただし、傾斜路の上端に近接する踊場の部分が主として自動車の駐車の用に供する施設の場合又は傾斜路と連続して手すりを設ける場合は、この限りでない。

ニ 勾配は、屋内にあっては12分の1以下、屋外にあっては20分の1以下とすること。

ホ 高さが75センチメートルを超える屋内の傾斜路にあっては高さ75センチメートル以内ごとに、高さが60センチメートルを超える屋外の傾斜路にあっては高さ60センチメートル以内ごとに、踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。

ヘ 両側に手すりを設け、傾斜路の両端からそれぞれ50センチメートル以上の水平部分を設けること。

ト 両側に側壁又は10センチメートル程度の立上りを設けること。

七 円滑な移動が確保された経路を構成するエレベーターは、次に定めるところによること。

イ かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、それぞれ80センチメートル以上とすること。

ロ かごの内法は、幅140センチメートル以上、奥行き135センチメートル以上とし、車いすの転回に支障がない平面形状とすること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。

ハ かご内に、利用者の背後にある出入口が確認できるよう鏡を設けること。ただし、ロただし書に規定する構造のかごを設けるエレベーターであって、鏡による背後確認を要しないものにあっては、この限りでない。

- ニ かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいる者とかご内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。
- ホ かごの正面及び両側面の壁面に手すりを設けること。ただし、ハただし書に規定する構造のかごを設けるエレベーターにあっては、この限りでない。
- ヘ かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものであること。
- ト かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する設備が設けられていること。
- チ かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備が設けられていること。
- リ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が円滑に操作できる位置に操作盤が設けられていること。
- ヌ かご内に設ける操作盤及び乗降ロビーに設ける操作盤のうちそれぞれ1以上は、点字が貼り付けられること等により視覚障害者が容易に操作できる構造となっていること。
- ル 乗降ロビーは高低差がないものとし、幅及び奥行きは、それぞれ内法<sup>のり</sup>180センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、それぞれ内法<sup>のり</sup>150センチメートル以上とすることができます。
- ヲ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
- ワ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる設備が設けられていること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。
- 八 円滑な移動が確保された経路を構成するエスカレーターは、次に定めるところによること。ただし、ト及びチについては、複数のエ

	<p>スカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。</p> <p>イ 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することができない場合については、この限りでない。</p> <p>ロ 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>ハ 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にあること。</p> <p>ニ 踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段相互の境界を容易に識別できるものであること。</p> <p>ホ くし板の端部と踏み段の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものであること。</p> <p>ヘ エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否が示されていること。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。</p> <p>ト 幅は、80センチメートル以上であること。</p> <p>チ 踏み段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができます構造であり、かつ、車止めが設けられていること。</p>
2 通路	<p>通路は、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>一 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>二 段を設ける場合は、当該段は、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>イ 踏面の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものであること。</p> <p>ロ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。</p>
3 傾斜路	傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。以下この

	<p>項において同じ。) は、次に掲げる基準に適合することであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 手すりが両側に設けられていること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</li> <li>二 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</li> <li>三 傾斜路の勾配部分は、その接続する通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものであること。</li> <li>四 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</li> </ul>
4 エスカレーター	<p>エスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。</p>
5 階段	<p>階段（踊場を含む。以下同じ。) は、次に掲げる基準に適合することであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 けあげの寸法は16センチメートル以下、踏面の寸法は30センチメートル以上、けこみの寸法は2センチメートル以下とし、同一階段では、けあげ、踏面及びけこみの寸法を一定とすること。</li> <li>二 手すりを両側に設け、かつ、幅員が4メートルを超える場合には中間にも手すりを設けるとともに、階段の両端からそれぞれ50センチメートル以上の水平部分を設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</li> <li>三 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。</li> <li>四 回り段がないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</li> <li>五 踏面の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</li> <li>六 踏面の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものであること。</li> <li>七 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。</li> <li>八 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし側面が壁面である場合は、この限りでない。</li> </ul>

	九 照明設備が設けられていること。
6 視覚障害者用床材	<p>視覚障害者用床材は、次に定めるところによること。</p> <p>一 色は、原則として黄色とすること。ただし、これによりがたい場合には、周囲の床材の色と明度差又は輝度比の大きい色とすること。</p> <p>二 大きさは、縦30センチメートル、横30センチメートルとし、形状は、JIST9251に適合するものを標準とすること。</p> <p>三 以下の施設には、視覚障害者用床材を設けること。ただし、旅客船ターミナルにおいては、乗降用設備その他波浪による影響により旅客が転倒するおそれがある場所については、敷設しないことができる。</p> <p>イ 通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）であって公用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するもの。この場合、誘導用床材にかえて音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けることができる。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。</p> <p>ロ イの規定により誘導用床材が敷設された通路等と第1項第7号ルの基準に適合する乗降ロビーに設ける操作盤、次項第4号の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口並びに第9項の基準に適合する乗車券等販売所及び案内所との間の経路を構成する通路等。ただし、イただし書に規定する場合は、この限りでない。</p> <p>ハ 階段、傾斜路並びにエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等</p>
7 案内設備	<p>案内設備は、次に定めるところによること。</p> <p>一 車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p>

	<p>二 エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（以下「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は次号に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示するJISZ8210に適合する標識を設けること。</p> <p>三 公共用通路に直接通ずる出入口（鉄道駅及び軌道停留場にあっては、当該出入口又は改札口。以下本項において同じ。）の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第1項第3号前段の規定により昇降機を設けない場合にあっては、同号前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この項において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を備えること。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>四 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> <p>五 公共用通路に直接通ずる出入口の付近に、周辺の施設等の案内を行う誘導案内板を設けること。</p> <p>六 前号の誘導案内板は、明確で分かりやすい表示とし、視覚障害者に配慮して点字案内板、触知案内板等を設けること。</p>
8 便所	<p>便所は、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>一 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備が設けられていること。</p> <p>二 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>三 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。</p> <p>四 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。</p> <p>五 便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第1号から前号までに掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであ</p>

ること。

イ 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

ロ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

六 前号イの便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合すること。

イ 円滑な移動が確保された経路と便所との間の経路における通路のうち1以上は、第1項第5号に定める基準に適合するものであること。

ロ 出入口の幅は、80センチメートル以上であること。

ハ 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

ニ 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

ホ 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 幅は、80センチメートル以上であること。

(2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

ヘ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

七 第5号イの便房は、次に掲げる基準に適合すること。

イ 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ロ 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

ハ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

ニ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具

	<p>が設けられていること。</p> <p>八 第6号口及びホの規定は、第7号の便房について準用する。</p> <p>九 第6号イからハまで、ホ及び第7号口からニまでの規定は、第5号口の便所について準用する。この場合において、第7号口中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。</p>
9 乗車券等販売所、待合所及び案内所	<p>乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>一 円滑な移動が確保された経路と乗車券等販売所との間の経路における通路のうち1以上は、第1項第5号に掲げる基準に適合すること。</p> <p>二 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>イ 幅は、80センチメートル以上であること。</p> <p>ロ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(1) 幅は、80センチメートル以上であること。</p> <p>(2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p> <p>ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>三 カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。</p> <p>四 前号の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。</p> <p>五 乗車券等販売所又は案内所(勤務する者を置かないものを除く。)には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るために設備を備えること。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。</p> <p>六 券売機を設ける場合は、金銭投入口の高さは、130センチメート</p>

	ル程度とし、運賃等を点字で表示すること。
10 鉄道駅、軌道停留場	<p>一 改札口は、次に定めるところによること。</p> <p>イ 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>ロ 鉄道駅において自動改札機を設ける場合は、当該自動改札機又はその付近に、当該自動改札機への進入の可否を容易に識別することができる方法で表示すること。</p> <p>二 プラットホーム（軌道停留場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。ただし、ニ及びチの規定は、ホームドア又は可動式ホームさくが設けられたプラットホームには、適用しない。</p> <p>イ プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものであること。この場合において、構造上の理由により当該間隔が大きいときは、旅客に対しこれを警告するための設備を設けること。</p> <p>ロ プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らであること。</p> <p>ハ プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車いす使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備が1以上備えられていること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ニ 排水のための横断勾配は、1パーセントが標準であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ホ 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>ヘ 発着するすべての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホーム（鋼索鉄道に係るものを除く。）にあっては、ホームドア又は可動式ホームさく（旅客の円滑な流動に支障を及ぼ</p>

	<p>すおそれがある場合にあっては、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備) が設けられていること。</p> <p>ト へに掲げるプラットホーム以外のプラットホームにあっては、ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>チ プラットホームの線路側以外の縁端には注意喚起用床材を敷設し、両端には高さ110センチメートルから150センチメートル程度の転落防止のためのさくを設けること。</p> <p>リ 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備が設けられていること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ヌ 照明設備が設けられていること。</p> <p>ル ベンチ等利用者の休憩用の施設を設けること。</p>
11 バスターミナル	<p>乗降場は、次に掲げる基準に適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</li> <li>二 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他のバス車両の通行、停留又は駐車の用に供する場所（以下「バス車両用場所」という。）に接する部分には、さく、点状ブロックその他の視覚障害者のバス車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。</li> <li>三 当該乗降場に接して停留するバス車両に車いす使用者が円滑に乗降できる構造のこと。</li> </ul>
12 旅客船ターミナル	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 乗降用設備を設置する場合は、次に掲げる基準に適合すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 車いす使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造のものであること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</li> <li>ロ 幅は、90センチメートル以上であること。</li> <li>ハ 手すりが設けられていること。</li> <li>ニ 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</li> <li>二 視覚障害者が水面に転落するおそれのある場所には、さく、点状</li> </ul> </li> </ul>

	ブロックその他の視覚障害者の水面への転落を防止するための設備を設けること。
13 航空旅客ターミナル施設	<p>一 保安検査場において門型の金属探知機を設置して検査を行う場合は、当該保安検査場内に、車いす使用者その他の門型の金属探知機による検査を受けることのできない者が通行するための通路を別に設けること。</p> <p>二 前号の通路の幅は、90センチメートル以上であること。</p> <p>三 保安検査場の通路に設けられる戸については、第1項第5号ロ(2)の規定は適用しない。</p> <p>四 保安検査場には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えること。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該保安検査場に表示するものとする。</p> <p>五 旅客搭乗橋は、次に掲げる基準に適合するものであること。ただし、ハ及びニについては、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>イ 幅は、90センチメートル以上であること。</p> <p>ロ 旅客搭乗橋の縁端と航空機の乗降口の床面との隙間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車いす使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備が1以上備えられていること。</p> <p>ハ 勾配は、12分の1以下であること。</p> <p>ニ 手すりが設けられていること。</p> <p>ホ 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>六 旅客搭乗橋については、第11項の規定にかかわらず、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。</p> <p>七 各航空機の乗降口に通ずる改札口のうち1以上は、幅が80センチメートル以上であること。</p>
14 その他の施設	本表の整備箇所欄に定めのない施設であって、別表第4の整備箇所欄に定めのある施設（望ましい基準を含む。）については、同表の基準を適用する。

別表第6（第4条関係）

(平24規則49・全改)

道路（整備基準）

整備箇所	整備基準
1 歩道	<p>歩道については、次に掲げる基準によるほか、福岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例（平成24年福岡県条例第61号。以下「移動円滑化条例」という。）第5条第2項、第6条第1項及び第7条第1項の規定を準用する。この場合において、移動円滑化条例第5条第2項、第6条第1項及び第7条第1項中「歩道等」とあるのは、「歩道」と読み替えるものとする。</p> <p>一 歩道の有効幅員は、原則として200センチメートル以上とすること。</p> <p>二 歩道等面における勾配は、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合を除き、車椅子等の安全な通行を考慮して以下を標準とすること。</p> <p>イ 横断勾配は、2パーセント以下とすること。</p> <p>ロ 縦断勾配を設ける箇所には、横断勾配は設けないと。</p> <p>三 歩道に設ける排水溝の蓋は、車椅子の車輪、杖の先等が引っ掛からない形状とすること。</p> <p>四 歩道上の標識柱、街灯柱等は、可能な限り共架し、整理統合に努めることにより、歩道の有効幅員を広く確保すること。</p>
2 歩道と車道が接続する部分で、歩行者が通行する部分	交差点等歩道と車道が接続する部分で、歩行者が通行する部分については、切下げ部分に排水ますが位置しないように配慮することとするほか、移動円滑化条例第9条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「横断歩道に接続する歩道等の部分」とあるのは、「歩道と車道が接続する部分で、歩行者が通行する部分」と読み替えるものとする。
3 歩道を横断する車両出入口	歩道を横断する車両出入口については、歩道が連続して平坦になるよう横断勾配に配慮することとするほか、移動円滑

	化条例第8条第1項(ただし書を除く。)の規定を準用する。
4 視覚障害者用床材	<p>視覚障害者用床材については、次に掲げる基準によるほか、移動円滑化条例第34条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「視覚障害者誘導用ブロック」とあるのは、「視覚障害者用床材」と読み替えるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 公共交通機関の旅客施設等と視覚障害者の利用の多い施設とを結ぶ歩道等には、必要に応じて連続して敷設すること。</li> <li>二 形状は、JIS T9251に適合するものを標準とすること。</li> </ul>
5 立体横断歩道施設	<p>立体横断歩道施設については、次に掲げる基準によるほか、移動円滑化条例第13条第4号及び第6号、第15条第3号及び第5号並びに第16条第2号、第3号、第5号及び第6号の規定を準用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 照明を設置すること。</li> <li>二 駅前広場等の横断者が多い場所には、必要に応じ、移動円滑化条例第12条各号に掲げる構造を有するエレベーター又は移動円滑化条例第13条各号に掲げる構造を有する傾斜路を設けること。</li> </ul>
6 乗車場	バス、タクシー乗り場等は、高齢者、障害者等に配慮した構造とすること。
7 案内表示	案内表示は、高齢者、障害者等が、見やすく理解しやすいように設置位置、文字の大きさ、色等に配慮すること。

備考 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第21項に規定する重点整備地区においては、この表の規定にかかわらず、同法第10条第1項に基づき道路管理者が定める移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例(国道にあっては、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第116号。以下「道路移動等円滑化基準」という。))に定めるところによること。

#### 道路(望ましい基準)

整備箇所	望ましい基準

1 歩道	<p>歩道については、次に掲げる基準によるほか、移動円滑化条例第5条、第6条及び第7条第1項の規定を準用する。この場合において、移動円滑化条例第5条、第6条及び第7条第1項中「歩道等」とあり、及び「歩道等（車両乗り入れ部を除く。）」とあるのは「歩道」と、第6条第2項中「二パーセント以下とすることができる。」とあるのは「この限りではない。」と読み替えるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 歩道の有効幅員は、200センチメートル以上とすること。</li> <li>二 歩道等面に縦断勾配を設ける箇所には、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合を除き、車椅子等の安全な通行を考慮して、横断勾配は設けうこと。</li> <li>三 歩道に設ける排水溝の蓋は、車椅子の車輪、杖の先等が引っ掛けからない形状とすること。</li> <li>四 歩道上の標識柱、街灯柱等は、可能な限り共架し、整理統合に努めることにより、歩道の有効幅員を広く確保すること。</li> </ul>
2 歩道と車道が接続する部分で、歩行者が通行する部分	<p>交差点等歩道と車道が接続する部分で、歩行者が通行する部分については、切下げ部分に排水ますが位置しないように配慮することとするほか、移動円滑化条例第9条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「横断歩道に接続する歩道等の部分」とあるのは、「歩道と車道が接続する部分で、歩行者が通行する部分」と読み替えるものとする。</p>
3 歩道を横断する車両出入口	<p>歩道を横断する車両出入口については、歩道が連続して平坦になるよう横断勾配に配慮することとするほか、移動円滑化条例第8条第1項（ただし書を除く。）の規定を準用する。</p>
4 視覚障害者用床材	<p>視覚障害者用床材については、次に掲げる基準によるほか、移動円滑化条例第34条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「視覚障害者誘導用ブロック」とあるのは、「視覚障害者用床材」と読み替えるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 公共交通機関の旅客施設等と視覚障害者の利用の多い</li> </ul>

	<p>施設とを結ぶ歩道等には、必要に応じて連続して敷設すること。</p> <p>二 形状は、JIS T9251に適合するものを標準とすること。</p>
5 立体横断歩道施設	<p>立体横断歩道施設については、次に掲げる基準によるほか、移動円滑化条例第13条第4号及び第6号、第15条第3号及び第5号並びに第16条第2号、第3号、第5号及び第6号の規定を準用する。</p> <p>一 照明を設置すること。</p> <p>二 駅前広場等の横断者が多い場所には、必要に応じ、移動円滑化条例第12条各号に掲げる構造を有するエレベーター又は移動円滑化条例第13条各号に掲げる構造を有する傾斜路を設けること。</p> <p>三 必要に応じ、移動円滑化条例第14条各号に掲げる構造を有するエスカレーターを設置すること。</p>
6 乗車場	バス、タクシー乗り場等は、高齢者、障害者等に配慮した構造とすること。
7 案内表示	案内表示は、高齢者、障害者等が、見やすく理解しやすいように設置位置、文字の大きさ、色等に配慮すること。
8 視覚障害者用信号機	信号機により交通整理の行われている交差点又は横断歩道において、視覚障害者の横断の安全を確保する必要がある場合は、視覚障害者用信号機の設置に努めること。
9 休憩所の設置	歩行者用の休憩所を設けること。

備考 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第21項に規定する重点整備地区においては、この表の規定に関わらず、同法第10条第1項に基づき道路管理者が定める移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例(国道にあっては、道路移動等円滑化基準)に定めるところによること。

#### 別表第7 (第4条関係)

(平24規則49・全改)

#### 公園 (整備基準)

整備箇所	整備基準
1 出入口	公園の出入口については、車椅子使用者等に配慮して、福

	岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号。以下「都市公園条例」という。）別表第5の1の項第1号（同号ハを除く。）に掲げる基準に適合した出入口を少なくとも1箇所設けること。
2 園路	<p>園路については、次に掲げる基準によるほか、都市公園条例別表第5の1の項第2号ニからリまでの規定を準用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 有効幅員は、原則として180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、幅を120センチメートル以上とすることができます。</li> <li>二 前号ただし書の場合においては、主要動線の園路については、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けること。</li> <li>三 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合を除き、園路には車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</li> <li>四 地形の状況その他の特別の理由により、やむを得ず主要動線の園路に段を設ける場合においては、第4項に規定する構造の傾斜路を併設すること。</li> </ul>
3 階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 階段を設ける場合においては、都市公園条例別表第5の1の項第3号（同号ハを除く。）の規定を準用する。ただし、主要動線の階段以外の階段の手すりについては、片側のみに設けることで足りる。</li> <li>二 主要動線に階段を設ける場合においては、都市公園条例別表第5の1の項第4号の規定を準用する。</li> </ul>
4 傾斜路	傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）を設ける場合においては、都市公園条例別表第5の1の項第5号の規定を準用する。
5 視覚障害者用床材等	高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所については、都市公園条例別表第5の1の項第6号及び第7号の規定

	を準用する。この場合において、これらの規定中「視覚障害者誘導用ブロック」とあるのは、「視覚障害者用床材」と読み替えるものとする。
6 野外テーブル	野外テーブルを設ける場合においては、車椅子使用者等に配慮して、使用のため接近する方向の床に150センチメートル以上の水平部分を設け、やむを得ない場合を除き、段差を設けないこと。
7 飲用水栓	飲用水栓を設ける場合においては、都市公園条例別表第5の9の項の規定を準用する。この場合において、同項中「水飲場」とあるのは、「飲用水栓」と読み替えるものとする。
8 手洗場	手洗場を設ける場合においては、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものとすること。
9 駐車場	駐車場を設ける場合においては、都市公園条例別表第5の7の項の規定を準用する。
10 休憩所等	一 休憩所等の施設を設ける場合においては、車椅子使用者等の施設への接近性及び施設内での移動性に配慮した配置、間取等であることとし、そのうち1以上は、都市公園条例別表第5の3の項第1号から第3号までに掲げる基準に適合するものであること。 二 休憩所等の施設内に便所を設ける場合においては、そのうち1以上は、第12項の基準に適合するものであること。
11 管理事務所	一 管理事務所を設ける場合においては、都市公園条例別表第5の3の項第1号から第3号までの規定を準用する。 二 管理事務所内に便所を設ける場合においては、そのうち1以上は、第12項の基準に適合するものであること。
12 便所	車椅子使用者等に配慮した便所及び便房を設ける場合においては、都市公園条例別表第5の8の項第1号、第3号イ及び第4号ロからヘまでの規定を準用する。
13 案内表示	公園の出入口等に、案内板を設ける場合においては、都市公園条例別表第5の11の項の規定を準用する。
14 屋根付広場	屋根付広場を設ける場合においては、そのうち1以上は、

	都市公園条例別表第5の2の項に掲げる基準に適合するものであること。
15 野外劇場	野外劇場を設ける場合においては、都市公園条例別表第5の5の項第1号、第2号イからヘまで、第3号並びに第5号イ及びロの規定を準用する。
16 野外音楽堂	前項の規定は、野外音楽堂について準用する。

公園（望ましい基準）

整備箇所	整備基準
1 出入口	公園の出入口については、車椅子使用者等に配慮して、都市公園条例別表第5の1の項第1号（同号ハを除く。）に掲げる基準に適合した出入口を少なくとも1箇所設けること。
2 園路	<p>園路は、次に掲げる基準によるほか、都市公園条例別表第5の1の項第2号ニからリまでの規定を準用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 有効幅員は、180センチメートル以上とすること。</li> <li>二 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合を除き、園路には車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</li> <li>三 地形の状況その他の特別の理由により、やむを得ず主要動線の園路に段を設ける場合においては、第4項に規定する構造の傾斜路を併設すること。</li> </ul>
3 階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 階段を設ける場合においては、都市公園条例別表第5の1の項第3号（同号ハを除く。）の規定を準用する。ただし、主要動線の階段以外の階段の手すりについては、片側のみに設けることで足りる。</li> <li>二 主要動線に階段を設ける場合においては、都市公園条例別表第5の1の項第4号の規定を準用する。</li> </ul>
4 傾斜路	傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）を設ける場合においては、都市公園条例別表第5の1の項第5号の規定を準用する。
5 視覚障害者用床材等	高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所については、都市公園条例別表第5の1の項第6号及び第7号の規定

	<p>を準用する。この場合において、これらの規定中「視覚障害者誘導用ブロック」とあるのは、「視覚障害者用床材」と読み替えるものとする。</p>
6 野外テーブル	<p>野外テーブルを設ける場合においては、車椅子使用者等に配慮して、次に掲げる基準によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 車椅子使用者等が使用のため接近する方向の床に150センチメートル以上の水平部分を設け、やむを得ない場合を除き、段差を設けないこと。</li> <li>二 下部には、高さ65センチメートル以上、奥行き45センチメートル以上の空間を確保すること。</li> </ul>
7 飲用水栓	<p>飲用水栓を設ける場合においては、都市公園条例別表5の9の項の規定を準用する。この場合において、同項中「水飲場」とあるのは、「飲用水栓」と読み替えるものとする。</p>
8 手洗場	<p>手洗場を設ける場合においては、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものとすること。</p>
9 駐車場	<p>駐車場を設ける場合においては、都市公園条例別表第5の7の項の規定を準用する。</p>
10 休憩所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 休憩所等の施設を設ける場合においては、車椅子使用者等の施設への接近性及び施設内での移動性に配慮した配置、間取等であることとし、そのうち1以上は、都市公園条例別表第5の3の項第1号から第3号までに掲げる基準に適合するものであること。</li> <li>二 休憩所等の施設内に便所を設ける場合においては、そのうち1以上は、第12項の基準に適合するものであること。</li> </ul>
11 管理事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 管理事務所を設ける場合においては、都市公園条例別表第5の3の項第1号から第3号までの規定を準用する。</li> <li>二 管理事務所内に便所を設ける場合においては、そのうち1以上は、第12項の基準に適合するものであること。</li> </ul>
12 便所	<p>車椅子使用者等に配慮した便所及び便房を設ける場合においては、都市公園条例別表第5の8の項第1号、第3号イ及び第4号ロからヘまでの規定を準用する。</p>

13 案内表示	<p>公園の出入口等に案内板を設ける場合においては、次に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>一 公園の出入口等のうち主要な箇所には、次に掲げる事項に留意し、視覚障害者のための案内板を設けること。</p> <p>イ 点字で表示するとともに、文字や記号を彫り込んで表示すること。</p> <p>ロ できるだけ大きな文字とし、色の対比を鮮明にすること。</p> <p>ハ 必要に応じ、盲導鈴等を設けること。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、案内表示については、都市公園条例別表第5の11の項の規定を準用する。</p>
14 屋根付広場	<p>屋根付広場を設ける場合においては、そのうち1以上は、都市公園条例別表第5の2の項に掲げる基準に適合すること。</p>
15 野外劇場	<p>野外劇場を設ける場合においては、都市公園条例別表第5の5の項第1号、第2号イからヘまで、第3号並びに第5号イ及びロの規定を準用する。</p>
16 野外音楽堂	<p>前項の規定は、野外音楽堂について準用する。</p>

#### 別表第8（第4条関係）

（平19規則58・一部改正）

#### 路外駐車場（整備基準）

整備箇所	整備基準
路外駐車場（建築物以外のもの）	<p>次の基準に適合する車いす使用者用駐車施設を、1以上設けること。</p> <p>一 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>二 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>三 当該施設から次号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>四 当該施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。）にすること。</p> <p>五 当該路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、</p>

	<p>傾斜路を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>六 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>七 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。</p> <p>イ 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>八 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路（段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。</p> <p>イ 幅は、段に代わるものにあっては120センチメートル以上、段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては、8分の1を超えないこと。</p> <p>ハ 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>ニ 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p>
--	--

別表第9（第4条関係）

住宅開発団地（整備基準）

整備箇所	整備基準
1 団地内歩道	歩道は、道路構造令に従って設けることとし、別表第6の道路の整備基準によること。
2 団地内公園	団地内に公園を設ける場合は、別表第7の公園の整備基準によること。